

日本学生支援機構奨学金に関するお知らせ

三重大学学務部学生サービスチーム

ポケットカレンダーの配付

継続手続き書類に同封の「ポケットカレンダー」には記載誤りがあります。機構から新しい「ポケットカレンダー」が届きましたので、学生サービスチーム①番窓口で受け取ってください。

減額返還制度の新設について

貸与の終了した奨学金は、機構の定めた返還月額を口座引落により毎月返還します。

【貸与の終了後も進学等により在学する場合は、返還期限猶予の手続き（「在学届」の提出）を行えば、卒業まで返還開始を待ってもらうことができます。】

平成23年1月から新たに「**減額返還制度**」ができました。

この制度では、経済的理由により奨学金返還の困難な方が、機構の定める適用条件に該当する場合に、1回当たりの返還月額を2分の1に減額して（返還期間が延長されます）、返還することができます。

制度の新設に伴い、「返還の手引き」に記載の『**奨学金返還期限猶予願**（在学以外の理由による猶予願）』の書式が変更されました。

新しい書式では「**減額返還願**」と「**返還期限猶予願**」を兼ねています。

制度の詳細と新しい書式は、日本学生支援機構ホームページから入手してください。